

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月21日      津地方法務局四日市支局    登記官    東山    匡

記

意見又は資料の提出先

〒510-0068

四日市市三栄町4番21号（四日市法務合同庁舎）

津地方法務局    四日市支局

電話番号    059-353-2237

お問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号    059-228-4372

| 手続番号               | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |             | 地 目   | 地 積(㎡)  |
|--------------------|-------------------|-------------|-------|---------|
|                    | 所 在               | 地 番         |       |         |
| 1903 - 2025 - 0001 | 四日市市波木町字東亀ヶ谷      | 3 4 8 番 1 1 | 公衆用道路 | 2 3     |
| 1903 - 2025 - 0002 | 四日市市波木町字東亀ヶ谷      | 3 4 8 番 1 2 | 公衆用道路 | 3 9     |
| 1903 - 2025 - 0003 | 四日市市波木町字東亀ヶ谷      | 3 4 8 番 1 3 | 公衆用道路 | 3 ・ 3 0 |
| 1903 - 2025 - 0004 | 四日市市波木町字谷口        | 6 5 1 番 8   | 公衆用道路 | 3 ・ 3 0 |
| 1903 - 2025 - 0005 | 四日市市波木町字加登美       | 9 3 5 番     | ため池   | 1 9     |
| 1903 - 2025 - 0006 | 四日市市波木町字小広        | 1 5 1 3 番   | ため池   | 2 1 8   |